

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）</p> <p>三十三 （略）</p>	<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）</p> <p>三十三 （略）</p>